○文部科学省告示第百七号

平成二十七年度学校図書館司書教諭講習実施要項について、学校図書館司書教諭講習規程（昭和二十九年文部省令第二十一号）第七条の規定により、次のように告示する。

平成二十七年五月二十一日　　文部科学大臣　下村　博文

平成二十七年度学校図書館司書教諭講習実施要項

一　受講資格　次のいずれかに該当する者であること。

イ　教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）に定める小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の教諭の免許状を有する者

ロ　大学に二年以上在学する学生で六十二単位以上を修得した者

二　講習実施機関
三　講習開催場所
四　講習期間
五　定員
六　講習実施事務局（受講申込先）
七　受講申込期間
八　開講科目

（二から八まで）別表Ⅰのとおり。

九　申込方法

イ　受講希望者のうち第一号イに該当する者は(1)及び(2)に、同号ロに該当する者は(1)及び(3)に掲げる書類を受講申込期間中に講習を受けようとする講習実施事務局（受講申込先）へ提出すること。

(1)　別表Ⅱの様式による学校図書館司書教諭講習申込書

(2)　第一号イに定める教諭の免許状を有する旨の当該免許状の授与権者の証明書（現に小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の教諭の職にある者にあっては、その有する教諭の免許状の写しに原本と相違ない旨のその所属する学校長の証明を付したもので替えることができる。）

(3)　大学に二年以上在学し、六十二単位以上を修得した旨の証明書

ロ　受講希望者のうち学校図書館司書教諭講習規程（以下「規程」という。）第三条第一項の講習科目の一部を修得した者及び同条第二項の規定により同条第一項の講習科目の一部の単位を修得したものとすることができる者は、その旨の証明書を添付すること。

ハ　受講資格を有する者のうち規程第三条第二項の規定により同条第一項に規定する講習科目の全部に相当する単位を修得したものとすることができる者は、イ及びロと同様の手続をすること。

十　その他　以上のほか、講習の実施に関し必要な事項については、講習実施機関が定め、受講者に直接通知する。

別表Ⅰ

講習実施機関	講習開催場所	講習期間	定員	講習実施事務局（受講申込先）	受講申込期間	開講科目
北海道教育大学	北海道教育大学教育学部釧路校 北海道釧路市城山１丁目15番55号 電話　0154―44―3236	７月25日 ～ ８月14日	40	北海道教育大学教育学部釧路校 〒085―8580　北海道釧路市城山１丁目15番55号 電話　0154―44―3236	６月８日 ～ ６月19日	全科目
弘前大学	弘前大学 青森県弘前市文京町１番地 電話　0172―39―3136	８月17日 ～ ８月21日	20	弘前大学学務部教務課 〒036―8560　青森県弘前市文京町１番地 電話　0172―39―3136	６月15日 ～ ６月26日	B
岩手大学	岩手大学 岩手県盛岡市上田３丁目18番８号 電話　019―621―6852	７月30日 ～ ８月10日	30 ～ 40	岩手大学研究交流部地域連携推進課 〒020―8551　岩手県盛岡市上田４丁目３番５号 電話　019―621―6852	６月８日 ～ ６月19日	全科目
宮城教育大学	宮城教育大学 宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉149 電話　022―214―3654	８月６日 ～ ８月20日	100	宮城教育大学教務課大学院教務係 〒980―0845　宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉149 電話　022―214―3654	６月１日 ～ ６月12日	ＡＥ
山形大学	山形大学小白川キャンパス 山形県山形市小白川町１丁目４番12号 電話　023―628―4405	８月18日 ～ ８月21日	50	山形大学小白川キャンパス事務部教務課学務担当 〒990―8560　山形県山形市小白川町１丁目４番12号 電話　023―628―4405	６月22日 ～ ７月10日	E
福島大学	福島大学 福島県福島市金谷川１番地 電話　024―548―8110	８月６日 ～ ８月22日	80	福島大学教務課（総合教育研究センター内） 〒960―1296　福島県福島市金谷川１番地 電話　024―548―8110	６月３日 ～ ６月23日	ＣＥ
筑波大学	筑波大学筑波キャンパス春日エリア 茨城県つくば市春日１丁目２ 電話　029―859―1062	７月21日 ～ ８月６日	75	筑波大学図書館情報エリア支援室（総務） 〒305―8550　茨城県つくば市春日１丁目２ 電話　029―859―1062	５月22日 ～ ６月５日	ＡＢＥ